平成２５年（フ）第１９９号
山形市鉄砲町１丁目４番５号
債務者　高橋　伸行
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３号
島根県出雲市稗原町696番地
債務者　高野　成俊
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第４６１号
埼玉県越谷市蒲生本町13番５号　グランディレジデンス202
債務者　永吉　静枝
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４７１号
埼玉県越谷市大字袋山1668番地
債務者　金澤　恵美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４７９号
埼玉県越谷市大成町２丁目299番地３
債務者　篠田　みき
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９０号
埼玉県越谷市蒲生２丁目１番７号　ドミールナカノⅡ102
債務者　内田　リナ（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
相模原市南区下溝3404番地１
債務者　浜島　好美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３６９号
相模原市南区上鶴間１丁目46番11号　サンハイツⅡ102
債務者　永井　欽吾
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１６０号
新潟県長岡市寺泊大和田1149番地１、住民票上の住所群馬県前橋市富士見町赤城山1789番地11
債務者　内藤千代子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
新潟県長岡市花園３丁目１番８号
債務者　伊藤　雅数
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
静岡県三島市柳郷地135番地の２　市営柳郷地住宅Ｂ―205、前住所東京都品川区南品川４丁目７番21―210号
債務者　渡邉　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
奈良県吉野郡大淀町大字比曽50番地
債務者　川崎眞知子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第２２９号
岡山県倉敷市宮前533番地１マーヴェラスパレス２―103
債務者　松浦　幸一
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
福岡県柳川市鬼童町22番地　メゾン荒巻202号
債務者　太田　　剣
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
福岡県柳川市鬼童町22番地　メゾン荒巻202号
債務者　太田亜貴奈
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
北海道上川郡東神楽町南１条西２丁目６番13号
債務者　永沼　　修
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９６２号
東京都八王子市千人町４丁目３番３号シティー・エフ101号
債務者　宮入　広幸
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部